



FAX 06-6910-0789

(株)大阪宅建サポートセンター 行

中古住宅取引の安全・安心をサポートする
近畿圏不動産流通活性化協議会
国土交通省支援事業

◆申込み確認事項 ワンステート・プロ JIO[※]への事業者登録済みである

中古戸建住宅 業者売主用

1 申込日 (西暦) 20 年 月 日

建物検査、シロアリ検査を以下により申し込みます。

※JIOは株式会社日本住宅保証検査機構の通称名です。

| | | | | | | |
|-------|---------|-----------|-----|------|--------------------------------|------------------------|
| 2 申込者 | 会社住所 | | | | | |
| | 登録事業者番号 | 親番号(支店番号) | 枝番号 | | 株式会社日本住宅保証検査機構の登録事業者番号をご記入ください | |
| | 会社名 | | | | | 3 契約として有効な印を押しください |
| | TEL | | | FAX | | |
| | ご担当者 | | | 携帯番号 | | |
| | | メールアドレス | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|--------------|------|----|----|--|---|
| 4 物件情報 ※1 | 物件名 (26文字以内) | フリガナ | | | | ※ 物件情報等の表示にあたり、システム上 印字できない一部の漢字につきましては、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをさせていただきます。 様邸 |
| | 物件住所 | フリガナ | 都府 | 道県 | | |

| | | | | | |
|----------|---|---|----------------|----------------------------|--|
| 5 買主区分 * | <input type="checkbox"/> 買主が宅建業者以外の場合チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。 | <input type="checkbox"/> 買主が宅建業者の場合チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。 | 6 他の瑕疵担保責任保険契約 | <input type="checkbox"/> 他 | 他の瑕疵担保責任保険契約がある場合にチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。 |
|----------|---|---|----------------|----------------------------|--|

| | | | | | | | | | |
|----------|--------|----|--|-----|----|-----|---|--|--------------------------|
| 7 建物情報 * | 階数 | 地上 | | 階 | 地下 | | 階 | 引渡し前までに改修工事が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | 延べ面積 | | | | | | | m ² | ※ 確認申請記載面積(増築の場合ご相談ください) |
| | 工法(構造) | 木造 | | 鉄骨造 | | RC造 | | SRC造 | その他() |

| | | | | | | | |
|---|-----------------|--|--|--|---|--|---|
| 10 築年数の確認 | 新築時建築確認申請年月(西暦) | | | | 年 | | 月 |
| 1981年5月31日以前に建築確認を受けた建物は新耐震基準を充足しているまたは、本改修工事にて充足する確認として【耐震診断報告書・耐震改修計画書・耐震改修関連図書・仕様書】等の提出が必要となります。 | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|-----|---|----|---|-------------------------|
| 11 点検口の確認 | 小屋裏 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 床下 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | ※ 点検口がない物件は、点検が実施できません。 |
|-----------|-----|---|----|---|-------------------------|

| | | |
|---------|--|--------------------------|
| 12 居住区分 | <input type="checkbox"/> 居住中 <input type="checkbox"/> 空室 | ※ 空室の場合は、貴社立ち会いが必須となります。 |
|---------|--|--------------------------|

| | |
|---------|---|
| 13 必要書類 | <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 新耐震基準の充足を証する書類 ※別紙参照 |
|---------|---|

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|----|---|--|---|--|---|---|--|
| 14 検査希望日 (申込日から3日後以降) | 第1希望日 | 20 | 年 | | 月 | | 日 | <input type="checkbox"/> AM <input type="checkbox"/> PM | ※ 申込み1週間以内の検査希望の場合は、各検査日が同一にならない場合があります。各検査を同一日をご希望の場合は1週間以降の希望日を記載願います。 |
| | 第2希望日 | 20 | 年 | | 月 | | 日 | <input type="checkbox"/> AM <input type="checkbox"/> PM | |
| | 第1希望日 | 20 | 年 | | 月 | | 日 | <input type="checkbox"/> AM <input type="checkbox"/> PM | |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|------|------|------|-------------|------|-----------|
| 15 シロアリ5保証オプション | <input type="checkbox"/> シロアリ保証5年 | 費用備考 | 別途見積 | 保証金額 | 500万円(免責なし) | 保証期間 | 施工完了日から5年 |
| 建物の状況により、規定の工事が行えない場合は、保証が行えない場合があります。 | | | | | | | |

| | |
|-------------|--|
| お支払いについて | お支払いに関しましては、お申し込み後3日以内に瑕疵保険の料金以外の費用をお振込み願います。瑕疵保険の料金は株式会社日本住宅保証検査機構の口座振替となります。なお、瑕疵保険料金の金額はお申し込み後ご連絡をいたします。ご入金の確認ができない場合は検査を行いませんので、予めご了承くださいませ。 |
| 別紙注意点等について | 別紙「ワンステート・プロ注意点」、個人情報の取り扱いを記載した書面がございます。内容を確認し記名押印の上、本申込書と一緒に提出くださいませ。 |
| 個人情報の取扱について | ご記入頂いた個人情報は、当協議会及び検査会社が共有の上、当該物件の検査・保証・アフター点検・メンテナンス及びこれらに付随する業務にのみ利用し、他の目的には使用しません。 |

検査についてのご確認

●検査会社及び対応可能日/検査所要時間

建物:株式会社日本住宅保証検査機構(月～土曜日/2時間程度)

シロアリ:日本長期住宅メンテナンス組合(月～土曜日/1時間程度)

●検査日程

上記検査希望日を前提に、FAXにて検査日決定通知がFAXされます。

検査は建物検査とシロアリ検査の2種類の検査を別々行います。調整が可能な時は同時検査となります。

検査予定日前日正午以降のキャンセル、変更は、費用負担が発生します。

新耐震基準の充足を証する書類の例

| 新耐震基準の充足を証する書類の例 (全ての書類は写しの提出で可) | |
|---|--|
| 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けたことを証する書類 | ①建築確認通知書(建築確認書)※1 ②建築確認済証(建築確認書)※1 ③検査済証※2 ④名義変更届(建築主等変更届)※1 ⑤基準法第18条第3項の規定に適合する旨の通知書※1 ⑥建築確認証明書(建築物確認証明書)※1 ⑦建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書※1 ⑧建築計画概要書(確認年月日が判別できるもの)※1 ※1 昭和56年6月1日以降のもの ※2 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けたもの |
| 新耐震基準を充足することを証する書類 | ⑨建設住宅性能評価書 ⑩現況検査・評価書※3 ⑪耐震基準適合証明書 ⑫住宅耐震改修証明書 ⑬固定資産税減額証明書 ⑭建築物の耐震診断結果報告書※4 ※3 耐震等級要確認(等級1以上) ※4 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することの記載があるもの、および、作成建築士の資格番号記載および記名・押印があるもの |
| <p>《注意》 新耐震基準の充足を証する書類と保険申込住宅が同一であることが判別できない場合、保険契約申込者(被保険者)より同一住宅であることの申告書(保険契約申込者の記名・押印が必要)をご提出いただく場合がございます。</p> <p>判別できない例 ・申込書物件住所が住居表示であって、証する書類住所が地番で記載されている場合など ・市町村合併等により住所の表示が変更となっている場合など ・延面積(階数)に相違がある場合 【1住棟の面積(階数) ⇄ 複数住棟の面積(階数)】</p> | |

必要書類

保険申込みについての必要書類は以下に記載のとおりです。

| 必要書類・図面 | 備考 | 確認 |
|---|--|----|
| 保険契約申込書「既存住宅かし保険(宅建業者用)戸建住宅用」 | ・記入方法は「解説書」をご参照ください | |
| 付近見取図(案内図) | ・案内図上の対象住宅に印を付けてください | |
| 平面図など 間取りのわかるもの | | |
| 売買契約書 約款部分を含む全文(写し) | ・申込時に締結されていない場合は、保険証券発行申請時までにご送付ください | |
| (建築確認を1981年6月1日以降に受けて建設された住宅) 新耐震基準の充足を客観的に証する書類(写し) | ・「新耐震基準の充足を証する書類の例」①～⑭のいずれか | |
| (建築確認を1981年5月31日以前に受けて建設された住宅) 新耐震基準の充足を客観的に証する書類、または、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)を満たす 耐震診断結果を示す書類(写し) | ・「新耐震基準の充足を証する書類の例」⑩～⑭のいずれか (構造耐力上影響のある改修時または改修後の資料に限る) | |

該当する場合の必要書類

■住宅引渡し前に改修工事を行う場合

| 必要書類・図面 | 備考 | 確認 |
|--------------------------------|--|----|
| 改修工事部分に関する状況のわかる図面(写し) | ・図面が無い場合は仕様書をご提出ください | |
| 改修工事対象リスト | ・検査実施時期の確認に使用します | |
| 改修工事後の住宅が構造耐力上安全であることわかる資料(写し) | ・構造耐力上主要な部分の改修がある場合のみ必要です ・「新耐震基準の充足を証する書類の例」⑭に該当する書類 | |

■引渡前リフォーム工事特約 または 給排水管路・引渡前リフォーム工事特約を付帯する場合

| 必要書類・図面 | 備考 | 確認 |
|-----------------|-----------------------|----|
| 引渡前リフォーム工事対象リスト | ・改修工事対象リストの提出は不要となります | |

■建築確認を1981年6月1日以降に受けた住宅で、建設完了後に構造耐力上影響のある改修がされた場合

| 必要書類・図面 | 備考 | 確認 |
|---|---------------------------------------|----|
| 改修後の住宅が構造耐力上安全であることわかる資料(写し) (構造耐力上影響のある改修時または改修後の資料に限る) | ・改修後の住宅について「新耐震基準の充足を証する書類の例」①～⑭のいずれか | |

下記の注意点、個人情報の取り扱いを確認し同意の上、近畿圏不動産流通活性化協議会の「ワンステート・プロ」に申し込みします。

会社名 _____ 印 _____

●ご利用料金に関して

検査前（お申し込み後3日以内）のご入金です。

ご入金確認が出来ない場合は検査にお伺いできません。

お申し込み後、建物検査（既存住宅かし保険適合検査）の前日正午以降のキャンセルもしくは日程変更を行う場合は所定の料金が掛かります。

建物検査（既存住宅かし保険適合検査）後、シロアリ点検前にキャンセルを希望する場合の料金は64,800円となります。返金に関する振込手数料を引いた額をご返金いたします。

シロアリ点検後、建物検査（既存住宅かし保険適合検査）前にキャンセルを希望する場合の料金は64,800円となります。返金に関する振込手数料を引いた額をご返金いたします。

延べ床面積が100平米を超える場合は追加料金が掛かります。（別途料金表をご確認ください）

| （木造住宅） | 平米数 | ～100 | ～125 | ～150 | ～200 | ～500 |
|------------------------|-----|---------|---------|---------|----------|----------|
| サービス料金（税別） | | ¥87,900 | ¥90,000 | ¥97,500 | ¥108,200 | ¥110,200 |
| 再検査料金（建物検査）（税別） | | ¥14,000 | ¥14,000 | ¥14,000 | ¥14,000 | ¥14,000 |
| 再検査料金（シロアリ）（検査後半年）（税別） | | ¥10,000 | ¥10,000 | ¥10,000 | ¥10,000 | ¥10,000 |

●検査点検について

建物検査（既存住宅かし保険適合検査）、シロアリ点検の際には該当物件の外観や室内等の撮影を行います。

建物検査（既存住宅かし保険適合検査）、シロアリ点検の検査点検日程に関しては、お申し込み翌日の3日目以降の日程で希望日をご記入ください。3日目以降1週間以内の日程では、建物検査（既存住宅かし保険適合検査）、シロアリ点検の検査点検日は別日になる可能性があります。検査点検日を同一日にしたい場合はお申し込み翌日の1週間目以降の日程でご希望日を記入下さい。

●建物検査（既存住宅かし保険適合検査）及び保証保険について

提供会社は株式会社日本住宅保証検査機構（以下JIO）です。

建物検査はJIOの既存住宅かし保険の検査項目と基準にて検査を行います。

建物検査（既存住宅かし保険適合検査）を行った結果、不適合となる場合があります。

不適合箇所を補修後、再検査を受ける事ができますが、引渡し前に再検査で適合にならなければ、既存住宅かし保険（オプション）の付保ができません。また、再検査には別途再検査料金が掛かります。

建物検査後にリフォームを行う場合は、ワンステート・プロ申込み時に、別紙の「改修工事対象リスト」を提出願います。

建物検査後、保証前に無断でリフォームを行った場合、保証保険に加入出来なくなる場合がございます。

保証後に保証対象部位をリフォームした場合、該当部位が保証の免責となることを予めご理解ください。

検査結果報告書は検査日翌日から7日以内にお申し込み者宛にメール又は郵送にて発送致します。

既存住宅かし保険の保証内容等については事前に「JIO既存住宅かし保険パンフレット」をご確認の上、この申込みを行ってください。

●シロアリ点検及びシロアリ保証について

提供会社は日本長期住宅メンテナンス有責任事業組合（以下組合）、検査は、組合に所属する各地域の担当検査会社が行います。

床下に入居しシロアリ検査を行います。また建物外周や玄関等シロアリの侵入リスク部位の確認を行います。

また、検査の結果の適合と判断された場合、引渡し後1年間、シロアリ被害に関する保証を行います。

【検査対象】

- ・建物の外部から基礎立ち上がり部分の表面が目視できること
- ・床下点検口等により、住宅全体の床下の状況を確認できること
- ・基礎立ち上がり部分に断熱材が施工されていないこと

【保証内容】

- ・保証期間：引渡から1年間
- ・保証内容：保証期間中にシロアリ被害が発生した場合に、当該部位のシロアリ駆除及び50万円（免責なし）までの修復費用

※オプションの防蟻工事によるシロアリ5年保証をご希望の場合は、別途の申込書を事前にご確認のうえ、お申込みください。

●住宅履歴について

提携会社は日本長期住宅メンテナンス有責任事業組合（以下組合）です。

本サービスは、売買後の買主さま向けのサービスです。売買後、買主さまが利用申込されることで、買主さまにて住宅履歴システム（住宅ファイル登録済）を利用することが可能です。

●個人情報について

ご記入いただいた個人情報は、近畿圏不動産流通活性化協議会および下記関連会社が共有のうえ、建物検査、シロアリ点検・保証、住宅履歴、住宅アフター点検及びそれらに付随する業務にのみ利用し、他の目的には使用しません。申込書記入内容に変更・修正・削除等をご希望される場合は近畿圏不動産流通活性化協議会までご連絡ください。なお近畿圏不動産流通活性化協議会及び右記関連会社の個人情報保護方針等の詳細については各社ホームページをご確認ください。

関連会社

株式会社大阪宅建サポートセンター・NPO法人住宅情報ネットワーク・株式会社日本住宅保証検査機構・日本長期住宅メンテナンス有責任事業組合

●買主・売主への内容伝達について

上記記載の注意点、個人情報の取り扱いを買主へ説明をした上で「ワンステート・プロ」にお申し込みください。詳しい説明が必要な場合は協議会事務局にご連絡ください。

説明不足による消費者とのトラブルについて協議会は責任を負わないものとする。

●協議会の責任範囲について

近畿圏不動産流通活性化協議会はお申し込みの窓口のみで、各種サービスの責任は各企業及び団体となるため、近畿圏不動産流通活性化協議会にはサービスに関する責任がないことをご確認ください。